

## 令和元年度第3回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

### 1. 日 時：

令和元年(2019年)10月16日(水) 午前10時30分から午前11時30分

### 2. 場 所：

箕面市役所別館6階第3会議室

### 3. 出席者：

#### 1) 箕面市都市景観審議会委員(9名)

会長 加我 宏之 氏	委員 杉浦 有子 氏
委員 福田 知弘 氏	委員 松出 末生 氏
委員 横山 あおい氏	委員 若本 和仁 氏
委員 垣内 寛子 氏	委員 宮本 雅子 氏
委員 吉川 孝二 氏	

#### 2) その他

市関係者(2名)

事務局(2名)

傍聴者(1名)

### 4. 会長職務代理の使命について

会長が箕面市都市景観条例第65条第3項の規定により、会長職務代理者として福田委員を指名した。

### 5. 審議等の内容：

事務局より、委員の過半数の出席(委員9名中9名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

#### 【案件1】山すそ景観保全地区における建設行為等の審査について(諮問)

##### ～ガラシア病院～

市より、ガラシア病院の建築計画の変更について説明を行った後、審議を行った。

#### <【案件1】の質疑内容>

議長：本案件は、山すそ景観保全地区において病院の建築計画を変更するものである。今回の審議の前に、都市景観アドバイザーへの相談等を行っており、ま

ずは都市景観アドバイザーを兼任されている委員からその内容について説明をお願いしたい。

委員：都市景観アドバイザーとの相談内容や経過を説明する。本計画については、平成29年度第1回の都市景観審議会においても審議した案件である。本計画地は山すそ景観保全地区内かつ市街化調整区域で、建物の高さは10メートル以内という基準がある。平成29年度の都市景観審議会では、病院の建替にあたり、既存の基準に適合していない建物について一部解体し、新築の建物は高さ10メートル以内にするなど、山なみ景観に十分配慮した計画であることを遠景シミュレーション等を通して確認した。今回は前回審議した内容から南館の計画について変更があったため、山なみ景観への配慮がなされているかどうかを再度確認したものである。南館については、建築計画は3階建てとなっているが、3階部分は新館へつながる渡り廊下のみであり、建物の見え方としては、高さは低くおさえられた計画と言える。遠景シミュレーションからも、以前の状態に比べ山の稜線を切ることなく、山の見える範囲が広がるような計画であるといえる。また、病院という来客が多い施設であることから、敷地内の受水槽前に植栽を計画することで、入口付近の近景からの見え方を和らげる工夫もしている。本案件については、まちなみ相談で事業者と設計者との意見交換を経て、きめ細かい配慮がなされた山なみや周辺景観に調和した計画であるといえる。

会長：説明いただいた内容について、質問等はあるか。

委員：建物の壁面の色彩は白色か。これまでに議論があったかもしれないが、白色であれば、中遠景から目立って見えてしまうと思う。

市：色彩については、平成29年度の都市景観審議会でも話題となったが、現況と比べて見える壁面の面積が減ること、既存の樹木が多くあることから、白色が目立つ計画ではないということであった。

委員：今回の都市景観アドバイザーとの相談においても、壁面の見える面が小さくなったことと、既存の樹木を多く残すことから、建物の色彩について目立つものとして議論することはなかった。

市：審議会での意見は事業者へ伝えているので、この意見についても事業者へお伝えする。

委員：既存の新館南面の外壁について、窓の設置などの計画は、完成している既存建物に計画したものなのか。

市：現状は新館と解体予定の本館がつながっており、新館南面の本館との接続部について、修繕をする必要が発生した。その際、ただ建物を切り離して接続部に外壁をはりつけるのではなく、窓を設置したり外壁に奥行きを持たせるなど、南館の計画変更と合わせて新たに追加で計画したものである。

委員：駐車場の計画について、従前の台数より減少しているが、それにより駐車スペースが足りず、駐車場が煩雑な景色とならないか。

市：基本的に、市で定めている駐車場の設置数に関する基準があり、本計画につい

ても基準を満たしているため、十分な駐車台数は確保できていると考えている。

会長：駐車場計画について、工事前後の大きな違いは、敷地内北側の職員駐車場がなくなったことである。その背景として、今回看護宿舎を解体することで敷地内に居住する職員が減り、土地利用の状況が変わったことがあるのではないか。来院者の利用駐車場については、南館の周囲などで十分確保できていると思われる。

委員：植栽計画について、建物の北側に計画されているものが多いが、日陰に強い植栽などの樹種の配慮はされているのか。

市：北側の植栽計画について、日陰も考慮するのが一般的だが、建物の北側については具体的な樹種など、事業者へ確認することとする。

会長：その他に意見はあるか。

【意見なし】

会長：意見がないようなので、本案件については諮問原案のとおり妥当として答申してよいか。

【異議なし】

会長：本案件について諮問原案のとおり妥当であると答申する。

以上